



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……三
- 特定非営利活動法人の認定……(同)……四
- 特定非営利活動法人の仮認定……(同)……四
- 開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……五
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……五
- 肥料検査成績の公表……(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……五

告示

●東京都告示第千四百四十八号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市

長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十七年七月二十三日

東京都知事 舩添 要一

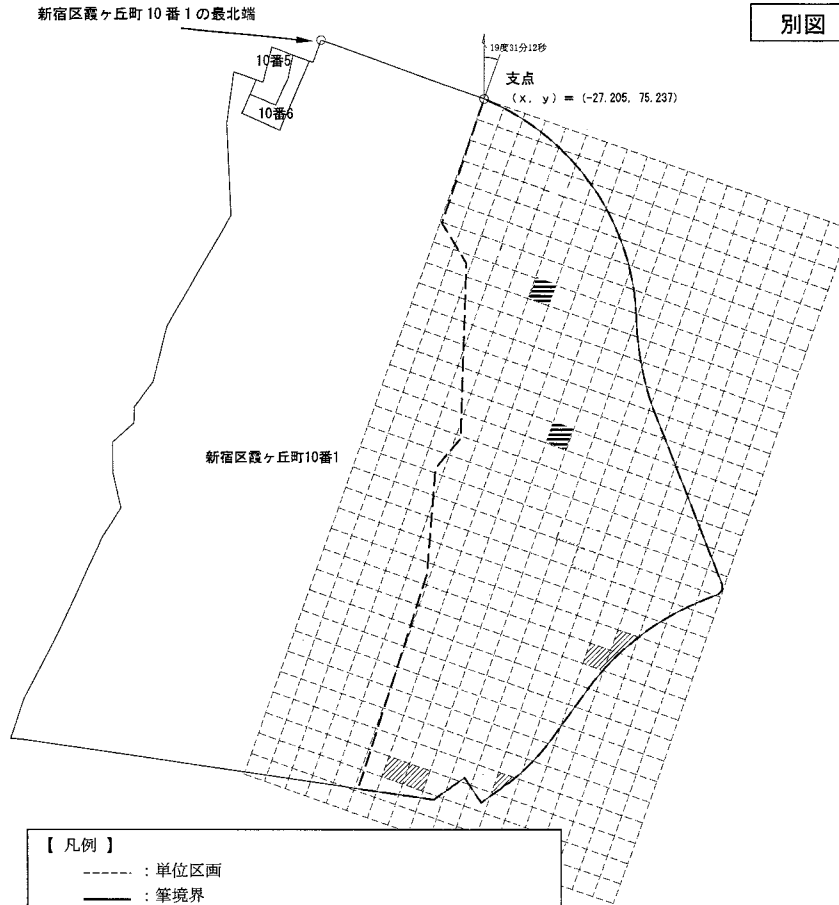
- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年一月十六日まで

●東京都告示第千四百四十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千七百九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十七年七月二十三日

東京都知事 舩添 要一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区霞ヶ丘町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 調査対象地
 - ▨ : 指定を解除する区域
 - ▩ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (19度 31分 12秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、調査対象地の最北端とする。
「調査対象地の最北端」の座標は、新宿区霞ヶ丘町10番1の最北端を基準として、世界測地系座標計算に従い設定した結果、(x, y) = (-27.205, 75.237)である。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人男女共同参画おた
- 三 代表者の氏名
坂田 静香
- 四 主たる事務所の所在地
東京都大田区中馬込二丁目二番九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、すべての人々に対して、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を図る活動に関する事業を行い、誰もがその人らしく伸びやかに生きられる社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人安全まちづくり推進協議会</p> <p>三 代表者の氏名 市河 政彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区東中野二丁目二十二番二十一号 ロータスビル六階 株式会社新世紀研究会内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に広く貢献することを目指し、震災に強いまちづくりとマンション住民の立場に立ち、住民によるマンション自主管理の適正化を支援すると共に、関係法令および行政の中で正当な位置付けと権利の確立がなされていない現状に鑑み、それらの是正を図る事に因って、マンション環境の改善と住民の権利の確立を図り以て地域住民の福祉の向上、都市の良好な環境の形成を図り、さらに、時代の要請を受けて再生可能エネルギー事業の推進と支援等を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プラザプロジェクト</p> <p>三 代表者の氏名 長谷川 一夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あだちサポートセンター</p> <p>三 代表者の氏名 大柳 のり子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区竹の塚三丁目十一番三十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国際化時代に対応するため、草の根平和交流と戦争の記憶化と救済、ひろく地域市民を対象にして、高齢者・障害者等の自立を支援するための福祉・介護サービス事業、健康づくり事業及び物品の販売・斡旋・紹介事業、子ども・若者・高齢者等の異年齢交流を通じたふれあい事業、生活・教育相談事業、まちづくり推進のための活動参画、調査研究・提言事業、働く人たちの支援するための労働・法律相談、研修事業、地域環境を守るための施設等の整備・保守管理事業、地域安全対</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 世良 正</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル六階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、会社経営や専門分野で活躍した企業OB等が、豊富な知見を、日本経済活力の源泉であり、雇用を支える中小企業等に提供し、経営支援を行う。更に、教育機関等への講師派遣、研修会等を通じ、次世代を担う若人の育成支援を行う。これらの活動等を通じて、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人安全まちづくり推進協議会</p> <p>三 代表者の氏名 市河 政彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区東中野二丁目二十二番二十一号 ロータスビル六階 株式会社新世紀研究会内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に広く貢献することを目指し、震災に強いまちづくりとマンション住民の立場に立ち、住民によるマンション自主管理の適正化を支援すると共に、関係法令および行政の中で正当な位置付けと権利の確立がなされていない現状に鑑み、それらの是正を図る事に因って、マンション環境の改善と住民の権利の確立を図り以て地域住民の福祉の向上、都市の良好な環境の形成を図り、さらに、時代の要請を受けて再生可能エネルギー事業の推進と支援等を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あだちサポートセンター</p> <p>三 代表者の氏名 大柳 のり子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区竹の塚三丁目十一番三十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国際化時代に対応するため、草の根平和交流と戦争の記憶化と救済、ひろく地域市民を対象にして、高齢者・障害者等の自立を支援するための福祉・介護サービス事業、健康づくり事業及び物品の販売・斡旋・紹介事業、子ども・若者・高齢者等の異年齢交流を通じたふれあい事業、生活・教育相談事業、まちづくり推進のための活動参画、調査研究・提言事業、働く人たちの支援するための労働・法律相談、研修事業、地域環境を守るための施設等の整備・保守管理事業、地域安全対</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 世良 正</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル六階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、会社経営や専門分野で活躍した企業OB等が、豊富な知見を、日本経済活力の源泉であり、雇用を支える中小企業等に提供し、経営支援を行う。更に、教育機関等への講師派遣、研修会等を通じ、次世代を担う若人の育成支援を行う。これらの活動等を通じて、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人安全まちづくり推進協議会</p> <p>三 代表者の氏名 市河 政彦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区東中野二丁目二十二番二十一号 ロータスビル六階 株式会社新世紀研究会内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に広く貢献することを目指し、震災に強いまちづくりとマンション住民の立場に立ち、住民によるマンション自主管理の適正化を支援すると共に、関係法令および行政の中で正当な位置付けと権利の確立がなされていない現状に鑑み、それらの是正を図る事に因って、マンション環境の改善と住民の権利の確立を図り以て地域住民の福祉の向上、都市の良好な環境の形成を図り、さらに、時代の要請を受けて再生可能エネルギー事業の推進と支援等を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あだちサポートセンター</p> <p>三 代表者の氏名 大柳 のり子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区竹の塚三丁目十一番三十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国際化時代に対応するため、草の根平和交流と戦争の記憶化と救済、ひろく地域市民を対象にして、高齢者・障害者等の自立を支援するための福祉・介護サービス事業、健康づくり事業及び物品の販売・斡旋・紹介事業、子ども・若者・高齢者等の異年齢交流を通じたふれあい事業、生活・教育相談事業、まちづくり推進のための活動参画、調査研究・提言事業、働く人たちの支援するための労働・法律相談、研修事業、地域環境を守るための施設等の整備・保守管理事業、地域安全対</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月十二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人経営支援NPOクラブ</p> <p>三 代表者の氏名 世良 正</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区内神田一丁目五番十三号 内神田TKビル六階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、会社経営や専門分野で活躍した企業OB等が、豊富な知見を、日本経済活力の源泉であり、雇用を支える中小企業等に提供し、経営支援を行う。更に、教育機関等への講師派遣、研修会等を通じ、次世代を担う若人の育成支援を行う。これらの活動等を通じて、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人山羊さんの贈り物

三 代表者の氏名

北條 美和子

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区貫井二丁目三十一番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く子供たち及びその家族を始めとした一般市民を対象として、山羊の飼育及び自然派のパン作りを主軸に食育、歴史・文化の情報発信、里山の活性化によって都市生活者と地域の結びつきを強めることで、環境問題のみならず少子化問題の改善に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人日本紛争予防センター

二 代表者の氏名

堂ノ脇 光朗、瀬谷 ルミ子

三 主たる事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目三十五番二十号

四 認定の有効期間

平成二十七年七月七日から平成三十二年七月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人沖繩・球美の里

二 代表者の氏名

廣河 隆一

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区松原一丁目三十七番十九号

四 その他の事務所の所在地

福島県いわき市小名浜花畑町十一番地三号

五 認定の有効期間

平成二十七年七月七日から平成三十二年七月六日まで

一 名称

特定非営利活動法人エフ・オー・イー・ジャパン

二 代表者の氏名

ヘルテン・ランダル・アラン

三 主たる事務所の所在地

東京都板橋区小茂根一丁目二十一番九号

四 認定の有効期間

平成二十七年七月九日から平成三十二年七月八日まで

一 名称

特定非営利活動法人アークス仏教国際協力ネットワーク

ク

二 代表者の氏名

茂田 眞澄

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区清澄三丁目四番二十二号

四 認定の有効期間

平成二十七年七月十三日から平成三十二年七月十二日まで

まで

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人日本グッド・トイ委員会

二 代表者の氏名

多田 千尋

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区四谷四丁目二十番一号
四 仮認定の有効期間

平成二十七年七月十日から平成三十年七月九日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市岸二丁目十七番一

西東京市西原町一丁目四番一号

アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

東大和市蔵敷三丁目七百三番、七百五番七、七百六番二、七百七番一及び七百七十五番十

東大和市蔵敷一丁目四百三十四番地
小嶋 兵一

六

日野市旭が丘五丁目十八番十

八王子市小宮町千七百七十番地の一
株式会社東亜建設
代表取締役 武井 末秋

青梅市長淵二丁目五百三十一番四、六百三十七番三、六百四十一番一及び六百四十三番一

青梅市野上町二丁目二百五十番地八
株式会社山一建設
代表取締役 山野井信夫

一

昭島市郷地町二丁目六百九十五番三、同番四、六百九十七番一、同番一地先、同番二及び六百九十八番一

立川市羽衣町三丁目十番十二号
近代建物株式会社
代表取締役 新藤 幸男

肥料検査成績の公表について

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十七年七月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

平成27年5月分

特殊肥料の 指定名	生産(輸入又は 販売)届出業者	届出名 (商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	増田好宏	たい肥	2.1	3.0	2.9	104	82	2.2	18	43.9	
堆肥	武藤順一	武藤堆肥	3.2	4.9	3.7	53	73	4.2	12	59.6	
堆肥	宇津木稔	豚糞堆肥	3.3	7.1	2.9	106	97	3.6	12	54.9	
動物の排せ つ物	石坂昌久	石坂活性鶏糞	3.4	5.9	4.9	47	216	8.4	10	7.3	
堆肥	指田敏雄	たい肥	2.1	3.0	2.6	17	303	5.9	15	40.7	
堆肥	中里伊平次	たい肥	2.4	1.3	3.5	22	157	2.5	16	74.4	
堆肥	伊藤貴芳	伊藤鶏糞肥料	2.3	5.9	3.6	64	244	8.8	10	45.0	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

